

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	自然環境課
○長崎県温泉法施行細則の一部を改正する規則	〃
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	子ども家庭課
○長崎県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則	畜産課
○長崎県美しい景観形成推進条例施行規則の一部を改正する規則	都市政策課
○長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	〃
◎ 告 示	
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	障害福祉課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出	〃
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁政課
・保安林の指定	林政課
・保安林の指定の予定（3件）	〃
・保安林の指定施業要件の変更の予定	〃
・道路の区域変更	道路維持課
・道路の供用開始（8件）	〃
・洪水浸水想定区域の変更	河川課
○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正	教育庁総務課
◎ 公 告	
・土地改良区の役員の就退任	農村整備課
・土地改良区の定款変更の認可（2件）	〃
・県営土地改良事業計画の決定	〃
・落札者等	県央振興局
◎ 選挙管理委員会告示	
○不在者投票のできる施設の指定	選挙管理委員会書記室
◎ 人事委員会規則	
○職員の給料等の支給に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
◎ 人事委員会公告	
・審査請求事案の却下決定に係る公示送付（2件）	人事委員会事務局

◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告

・ 定期監査結果に基づく措置の公表

有明海自動車航送船組合

規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第20号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成27年長崎県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第25条及び第26条を次のように改める。

第25条及び第26条 削除

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

長崎県知事 様

住 所	(〒) 電話番号 ()
氏 名	(記名又は署名)
職 業	
生年月日	年 月 日生

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法	
愛玩飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等しようとする場合にあってはその旨	
銃器を使用する場合は、銃砲	

所持許可番号及び許可年月日	
備 考	

鳥獣捕獲許可申請者（従事者）名簿

人員	住 所 氏 名	職 業 生年月日	最新の狩猟者登録			免許歴	銃器を使用する場合			備考
			種別	番号	登録年月日		所持許可 番 号	許可年月日	種 類	
1		・ ・			・ ・			・ ・		
2		・ ・			・ ・			・ ・		
3		・ ・			・ ・			・ ・		
4		・ ・			・ ・			・ ・		
5		・ ・			・ ・			・ ・		
6		・ ・			・ ・			・ ・		
7		・ ・			・ ・			・ ・		
8		・ ・			・ ・			・ ・		
9		・ ・			・ ・			・ ・		
10		・ ・			・ ・			・ ・		
11		・ ・			・ ・			・ ・		
12		・ ・			・ ・			・ ・		
13		・ ・			・ ・			・ ・		
14		・ ・			・ ・			・ ・		
15		・ ・			・ ・			・ ・		

地区における の被害防除のため の捕獲を から依頼されましたので、検討の結果上記の者が適任であるので推薦します。なお、各人の狩猟者登録及び使用する銃器の所持番号については、記載のとおり相違ありません。

年 月 日

猟友会長

有害鳥獣捕獲申請に係る調査書

調査員	所 属	(市・町) 課			
	氏 名	職 名	氏 名		
調査年月日		年 月 日			
調査地					
申請者	住 所				
	氏 名	ほか 名			
被害地					
被害地の様態					
	加害鳥獣名	被害農作物	被害数量／総数量	被害面積／総面積	被害額／総収入額

被 害 の 詳 細					
	計		／(t)	／(ha)	／(万円)
被 害 防 除 の た め の 措 置					
備 考					

備考

- 1 調査員は、原則として鳥獣行政担当職員とする。
 - 2 出来るだけ被害地の状況及び被害防除措置状況の写真を添付すること。
 - 3 被害の詳細については、可能な限り加害鳥獣の種類ごとの被害数値を記入すること。
- 様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。
 様式第4号中「(記名押印又は署名)」を「(記名又は署名)」に改める。
 様式第5号中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項中6を削る。
 様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第5条関係)

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 主 たる 行 事 務 所 の
所 在 地 電 話 番 号

名 称

様式第23号中「㊟」を削る。

様式第25号を次のように改める。

様式第25号 削除

様式第26号中「印」を削る。

様式第27号中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項中3を削る。

様式第28号及び様式第29号中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項中6を削り、同様式中備考を削る。

様式第30号中「印」を削り、同様式の記載上の注意事項中3を削り、4を3とし、同様式中備考を削る。

様式第34号中「(記名押印又は署名)」を「(記名又は署名)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第21号

長崎県温泉法施行細則の一部を改正する規則

長崎県温泉法施行細則（平成14年長崎県規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号から様式第4号までの様式中「印」及び

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」

を削る。

様式第5号から様式第9号までの様式中「印」を削る。

様式第10号及び様式第11号中「印」及び

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」

を削る。

様式第12号中「印」を削る。

様式第13号中「印」及び

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」

を削る。

様式第14号中「印」を削る。

様式第15号中「印」及び

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」

を削る。

様式第16号中「印」を削る。

様式第17号及び様式第18号中「印」及び

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」

を削る。

様式第19号中「印」を削る。

様式第20号から様式第22号までの様式中「印」及び

「注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。」

を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第22号

長崎県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

長崎県児童福祉法施行細則（平成13年長崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号中「平成」を削る。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第2条関係）

助産施設入所不承諾通知書

番 号
年 月 日

様

福祉事務所長 印

年 月 日付申込みのありました助産施設の入所については、次の理由により入所
できませんので通知いたします。

（理由）

備 考

この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

様式第4号を次のように改める。
 様式第4号（第2条関係）

助産実施解除通知書

	番 号 年 月 日
様	
	福祉事務所長 印
次の妊産婦についての助産の実施を解除することいたしましたから、通知いたします。	
助産師氏名	
入所施設名 及び所在地	
助産の実施の 解除の年月日	年 月 日
助産の実施の 解除の理由	
<p>備 考</p> <p>この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p>	

様式第5号中「印」を削る

様式第7号を次のように改める。
様式第7号（第3条関係）

母子生活支援施設入所不承諾通知書

番 号
年 月 日

様

福祉事務所長 印

年 月 日付申込みのありました母子生活支援施設の入所については、次の理由により入所できませんので通知いたします。

(理由)

備 考

この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

様式第8号を次のように改める。
 様式第8号（第3条関係）

母 子 保 護 実 施 解 除 通 知 書

	番 号 年 月 日
様	
	福祉事務所長 印
次の保護者及びその監護する児童についての母子保護の実施を解除することにいたしましたから、通知いたします。	
保護者及びその監護する児童氏名	
入所施設名及び所在地	
母子保護の実施の解除の年月日	年 月 日
母子保護の実施の解除の理由	
備 考 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。	

様式第9号及び様式第9号の2中「㊤」を削る。

改正後	改正前																																								
<p>(家畜人工授精所の種畜)</p> <p>第8条 法第27条の規定により知事が定める種畜の規格は、省令第7条の規定による等級の2級以上のものとする。</p> <p>(家畜繁殖業務の成績報告)</p> <p>第9条 家畜繁殖業務を行った者は、毎年1月1日から12月31日までの業務成績を次の表に掲げる報告書により翌年の1月31日までに知事へ提出しなければならない。ただし、家畜人工授精所に勤務している者は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="156 925 775 1574"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>業務の内容</th> <th>報告義務対象者</th> <th>報告書(様式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家畜人工授精等に関する報告</td> <td>自然交配</td> <td>種畜の飼養者</td> <td>家畜種付成績書(様式第4号)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家畜人工授精用精液の注入</td> <td>家畜人工授精所の開設者</td> <td>家畜人工授精所事業成績書(様式第5号)</td> </tr> <tr> <td>家畜人工授精師 獣医師</td> <td>家畜人工授精業務成績書(様式第6号)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家畜受精卵移植等に関する報告</td> <td>家畜受精卵の採取又は処理</td> <td>家畜人工授精所の開設者</td> <td>家畜受精卵採取・処理成績書(様式第7号)</td> </tr> <tr> <td>家畜受精卵の移植</td> <td>家畜人工授精所の開設者 家畜人工授精師 獣医師</td> <td>家畜受精卵移植成績書(様式第8号)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(書類の經由)</p> <p>第10条 略</p>	区分	業務の内容	報告義務対象者	報告書(様式)	家畜人工授精等に関する報告	自然交配	種畜の飼養者	家畜種付成績書(様式第4号)	家畜人工授精用精液の注入	家畜人工授精所の開設者	家畜人工授精所事業成績書(様式第5号)	家畜人工授精師 獣医師	家畜人工授精業務成績書(様式第6号)	家畜受精卵移植等に関する報告	家畜受精卵の採取又は処理	家畜人工授精所の開設者	家畜受精卵採取・処理成績書(様式第7号)	家畜受精卵の移植	家畜人工授精所の開設者 家畜人工授精師 獣医師	家畜受精卵移植成績書(様式第8号)	<p>(家畜人工授精所開設許可申請事項の変更届け出)</p> <p>第8条 家畜人工授精所の開設者は、省令第32条の規定による申請書等に記載した事項に変更を生じたときは、すみやかに開設許可申請事項変更届(様式第4号)により知事に届け出なければならない。</p> <p>(家畜人工授精所の種畜)</p> <p>第9条 法第27条第1項の規定により知事が定める種畜の規格は、省令第7条の規定による等級の2級以上のものとする。ただし、知事の承認を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>2 法第27条第2項の規定による家畜人工授精所の種畜に関する届け出は様式第5号によるものとする。</p> <p>3 第1項ただし書の知事の承認を受けようとするときは、家畜人工授精供用種畜に関する申請書(様式第5号の2)を提出しなければならない。</p> <p>(家畜繁殖業務の成績報告)</p> <p>第10条 家畜繁殖業務を行った者は、毎年1月1日から12月31日までの業務成績を次の表に掲げる報告書により翌年の1月31日までに知事へ提出しなければならない。ただし、家畜人工授精所に勤務している者は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="826 925 1445 1574"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>業務の内容</th> <th>報告義務対象者</th> <th>報告書(様式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家畜人工授精等に関する報告</td> <td>自然交配</td> <td>種畜の飼養者</td> <td>家畜種付成績書(様式第6号)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家畜人工授精用精液の注入</td> <td>家畜人工授精所の開設者</td> <td>家畜人工授精所事業成績書(様式第7号)</td> </tr> <tr> <td>家畜人工授精師 獣医師</td> <td>家畜人工授精業務成績報告書(様式第8号)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家畜受精卵移植等に関する報告</td> <td>家畜受精卵の採取又は処理</td> <td>家畜人工授精所の開設者 獣医師</td> <td>家畜受精卵採取・処理成績書(様式第9号)</td> </tr> <tr> <td>家畜受精卵の移植</td> <td>家畜人工授精所の開設者 家畜人工授精師 獣医師</td> <td>家畜受精卵移植成績書(様式第10号)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(書類の經由)</p> <p>第11条 略</p>	区分	業務の内容	報告義務対象者	報告書(様式)	家畜人工授精等に関する報告	自然交配	種畜の飼養者	家畜種付成績書(様式第6号)	家畜人工授精用精液の注入	家畜人工授精所の開設者	家畜人工授精所事業成績書(様式第7号)	家畜人工授精師 獣医師	家畜人工授精業務成績報告書(様式第8号)	家畜受精卵移植等に関する報告	家畜受精卵の採取又は処理	家畜人工授精所の開設者 獣医師	家畜受精卵採取・処理成績書(様式第9号)	家畜受精卵の移植	家畜人工授精所の開設者 家畜人工授精師 獣医師	家畜受精卵移植成績書(様式第10号)
区分	業務の内容	報告義務対象者	報告書(様式)																																						
家畜人工授精等に関する報告	自然交配	種畜の飼養者	家畜種付成績書(様式第4号)																																						
	家畜人工授精用精液の注入	家畜人工授精所の開設者	家畜人工授精所事業成績書(様式第5号)																																						
		家畜人工授精師 獣医師	家畜人工授精業務成績書(様式第6号)																																						
家畜受精卵移植等に関する報告	家畜受精卵の採取又は処理	家畜人工授精所の開設者	家畜受精卵採取・処理成績書(様式第7号)																																						
	家畜受精卵の移植	家畜人工授精所の開設者 家畜人工授精師 獣医師	家畜受精卵移植成績書(様式第8号)																																						
区分	業務の内容	報告義務対象者	報告書(様式)																																						
家畜人工授精等に関する報告	自然交配	種畜の飼養者	家畜種付成績書(様式第6号)																																						
	家畜人工授精用精液の注入	家畜人工授精所の開設者	家畜人工授精所事業成績書(様式第7号)																																						
		家畜人工授精師 獣医師	家畜人工授精業務成績報告書(様式第8号)																																						
家畜受精卵移植等に関する報告	家畜受精卵の採取又は処理	家畜人工授精所の開設者 獣医師	家畜受精卵採取・処理成績書(様式第9号)																																						
	家畜受精卵の移植	家畜人工授精所の開設者 家畜人工授精師 獣医師	家畜受精卵移植成績書(様式第10号)																																						

様式第3号を次のように改める。
様式第3号（第7条関係）

管理番号： 第 号

家畜人工授精所開設許可証

開設者の氏名又は名称

家畜人工授精所の名称及び所在地

家畜の種類及びその家畜人工授精所の業務の別

家畜改良増殖法第24条の規定により、
家畜人工授精所の開設を許可する。

年 月 日

長崎県知事

印

様式第4号、様式第5号及び様式第5号の2を削る。

様式第6号を次のように改め、同様式を様式第4号とする。

様式第4号（第9条関係）

家 畜 種 付 成 績 書

年 月 日

長崎県知事 様

種畜の飼養者
住 所
氏名又は名称
(管理番号：第 号)

1 飼養している種畜

名	前	品	種	種 畜 証 明 書 番 号	所 有 者 名	異 動 月 日

2 種付成績

種 畜 の 名 前					雌畜実数の計
本成 年績	種 付 回 数				
	種 付 実 頭 数				
前 年 成 績	種 付 回 数				
	種 付 実 頭 数				
	受 胎 数				
	不 受 胎 数				
	不 明 数				
産 子 数	雄				
		雌			
	計				

備 考

- 1 この様式を用いて報告する者は、自然交配に供用する種畜の飼養者とする。
- 2 飼養している種畜の欄
 - (1) 1月1日から12月31日までに飼養したものについて記入すること。
 - (2) 所有者名は、個人所有のものにあっては、その氏名を、その他にあっては、国、県、団体名及び会社名を記入すること。
- 3 種付成績の欄
 - (1) 1月1日から12月31日まで及び前年の1月1日から12月31日までの2箇年について記入すること。
 - (2) 種付回数は、1発情期間内に2回以上種付した場合でも1回として計算すること。
 - (3) 同一雌畜に2頭以上の種畜を併用した場合は、おのおのの該当する種畜欄に分けて記入し、雌畜実数の計は重複しない雌畜の合計を記入すること。
 - (4) 種付けした雌畜が分娩前に死亡又は転売されている場合は、その時点において受胎又は不受胎を判定すること。
 - (5) 受胎数には流産、早産又は死産した雌頭数を、産子数には早産又は生産後直ちにへい死した産子数を含めること。
 - (6) 産子数は、3の(1)の期間内の種付によって生産した頭数とする。

(7) 3の(1)の期間内の種付により受胎した後、分娩、流産、早産、死産により再度種付したものについては、それぞれを1頭として区分すること。

(8) 同一産次において自然種付と人工授精の重複があったものは、この報告対象から除外すること。

様式第7号別紙1を次のように改め、同様式を様式第5号別紙1とする。

様式第5号別紙1（第9条関係）

家畜人工授精所事業成績書

年 月 日

長崎県知事 様

管理番号：第 号
所 在 地
家畜人工授精所の名称
開設者の氏名又は名称

1 就業している家畜人工授精師及び獣医師

氏 名	生年月日	家畜(免許)の種類	免許番号	異動月日

2 飼養している種畜

名 前	品 種	種畜証明書番号	所有者名	異動月日

様式第7号別紙2を次のように改め、同様式を様式第5号別紙2とする。
 様式第5号別紙2（第9条関係）

（品種）

種 畜 の 名 前								雌畜実数の計
本 年 成 績	人 工 授 精 回 数							
	人 工 授 精 実 頭 数							
	う ち 凍 結 精 液 に よ る も の							
	精 液	採 取 回 数						
		譲 渡 量						
前 年 成 績	人 工 授 精 回 数							
	人 工 授 精 実 頭 数							
	受 胎 数							
	不 受 胎 数							
	不 明 数							
産 子 数		雄						
		雌						
		計						

備 考

- 1 この様式を用いて報告する者は、種畜飼養の有無又は事業実施の有無にかかわらず家畜人工授精所を開設している者とし、12月31日現在において家畜人工授精所に勤務している家畜人工授精師及び獣医師は別に報告を必要としない。
- 2 飼養している種畜の欄
 - (1) 1月1日から12月31日までに飼養した種畜について記入すること。
 - (2) 所有者名は、個人所有のものにあっては、その氏名を、その他にあっては、国、県、団体名及び会社名を記入すること。
- 3 授精成績の欄
 - (1) 1月1日から12月31日まで及び前年の1月1日から12月31日までの2箇年について記入するものとし、対象とする家畜の品種ごとに別紙とすること。
 - (2) 人工授精回数は、1発情期間内に2回以上授精した場合でも1回として計算すること。
 - (3) 同一雌畜に2頭以上の種畜の精液を使用した場合は、おのおのの該当する種畜欄に分けて記入し、雌畜実数の計は重複しない雌畜の合計を記入すること。
 - (4) 人工授精した雌畜が分娩前に死亡又は転売されている場合は、その時点において受胎又は不受胎を判定すること。
 - (5) 受胎数には流産、早産又は死産した雌頭数を、産子数には早産又は生産後直ちにへい死した産子数を含めること。
 - (6) 産子数は、3の(1)の期間内の人工授精によって生産した頭数とする。
 - (7) 3の(1)の期間内の人工授精により受胎した後、分娩、流産、早産、死産により再度人工授精したものについては、それぞれを1頭として区分すること。
 - (8) 同一産次において自然種付と人工授精の重複があったものは、この報告対象から除外すること。

様式第8号を次のように改め、同様式を様式第6号とする。
 様式第6号（第9条関係）

家畜人工授精業務成績書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
 氏名
 免許番号：第 号
 (品種)

種	畜	の	名	前						雌畜実数の計
本 年 成 績	人 工 授 精	回 数	人 工 授 精 回 数							
			人 工 授 精 実 頭 数							
			うち凍結精液によるもの							
前 年 成 績	人 工 授 精	回 数	人 工 授 精 回 数							
			人 工 授 精 実 頭 数							
			受 胎 数							
			不 受 胎 数							
			不 明 数							
			産 子 数	雄						
雌										
計										

備 考

- この様式を用いて報告する者は、本年中に家畜人工授精所に勤務しないで業務を行った家畜人工授精師及び獣医師とする。
- 1月1日から12月31日まで及び前年の1月1日から12月31日までの2箇年について記入するものとし、対象とする家畜の品種ごとに別紙とすること。
- 人工授精回数は、1発情期間に2回以上授精した場合でも1回として計算すること。
- 同一雌畜に2頭以上の種畜の精液を使用した場合は、おのおのの該当する種畜欄に分けて記入し、雌畜実数の計は重複しない雌畜の合計を記入すること。
- 人工授精した雌畜が分娩前に死亡又は転売されている場合は、その時点において受胎又は不受胎を判定すること。
- 受胎数には流産、早産又は死産した雌頭数を、産子数には早産又は生産後直ちにへい死した産子数を含めること。
- 産子数は、2の期間内の人工授精によって生産した頭数とする。
- 2の期間内の人工授精により受胎した後、分娩、流産、早産、死産により再度人工授精したものについては、それぞれを1頭として区分すること。
- 同一産次において自然種付と人工授精の重複があったものは、この報告対象から除外すること。

様式第9号を次のように改め、同様式を様式第7号とする。
 様式第7号（第9条関係）

家畜（体内・体外）受精卵採取・処理成績書

長崎県知事 様

管理番号：第 号
 所 在 地
 家畜人工授精所の名称
 開設者の氏名又は名称

家畜の種類（ ）

年12月31日現在

家畜の 品 種	受精卵		過排卵処理		受精卵		移 植 卵 数		譲渡・保存等状況							備 考	
	回 収 実 施 頭 数	頭	処 理 頭 数	無処理 頭 数	回 収 成 功 頭 数	受 精 卵 回 収 数	正 常 卵 数	新 鮮	凍 結	凍 結 受 精 卵							
										今年譲 渡卵数	前 年 繰 越	今年凍 結卵数	今年購 入卵数	今年譲 渡卵数	今年廃 棄卵数		今年末 保存数
	頭	頭	頭	頭	頭	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	

- (注) 1 家畜の種類は、牛、馬、豚、めん羊、山羊に区分すること。
 2 受精卵回収実施頭数は、過排卵処理等をして排卵しなかったものは除くこと。
 3 受精卵回収数は、回収したすべての卵とする。
 4 正常卵数は、移植可能な卵とする。
 5 体内受精卵又は体外受精卵に区分すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県美しい景観形成推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第24号

長崎県美しい景観形成推進条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県美しい景観形成推進条例施行規則（平成23年長崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第7号、様式第8号及び様式第10号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第25号

長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県屋外広告物条例施行規則（昭和39年長崎県規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「㊤」を削り、同様式注中4及び5を削る。

様式第13号中「㊤」を削り、同様式注中8及び9を削る。

様式第14号中「㊤」を削り、同様式注中2及び3を削り、注1を注とする。

様式第15号中「㊤」を削り、同様式注中4及び5を削る。

様式第18号中「㊤」を削り、同様式注中3及び4を削る。

様式第19号中「㊤」を削り、同様式注中2及び3を削り、注1を注とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

告 示**長崎県告示第212号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護マタミノル	佐世保市吉井町吉元664番地2	令和3年2月1日

長崎県告示第213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

	指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
新	ことのは薬局	変更なし	令和3年2月19日
旧	一心堂薬局 ことのは	諫早市永昌町12番1号 スイートビル1階	

長崎県告示第214号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 水産加工流通課関係						別表（第2条関係） 水産加工流通課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～16 略						1～16 略					
17	県産水産物販売促進緊急対策事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大により都市部向けの天然魚等の荷動きが悪化していることから、量販店等での販売促進キャンペーンの展開による消費拡大の取組等を支援し、価格の安定、流通量の確保等を図る。	販売促進キャンペーンにかかる経費	2分の1以内	長崎県漁業協同組合連合会及び漁業協同組合						

長崎県告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所

五島市奈留町船廻字大窄205の2、字矢神平256の1、258の2、272、272の2、274、276、277、字矢神家ノ上279の1・299（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、280の2、281、282の1、283、284、286の1から286の4まで、287の1、288の1、288の2、289、290、291の1から291の5まで、292、295の1から295の3まで、296の2、297の2、298、305の3、字小浦385の1、385の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢神平272、272の2、字矢神家ノ上299（次の図に示す部分に限る。）、279の1、280の2、281、282の1、305の3

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

対馬市豊玉町唐洲字カシシ347の14（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

対馬市上対馬町泉字ハナクリ455の1（次の図に示す部分に限る。）、454の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第218号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

対馬市上対馬町西泊字田ノ越118の3（次の図に示す部分に限る。）、116の1、117の1から117の9まで、118の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字田ノ越117の2から117の9まで、118の3

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第219号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けた。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎市西山4丁目（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 大村外環状線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市竹松町991番1地先から 大村市沖田町756番1地先まで	前	20.8~38.1	283.8	
	後	20.8~29.1	283.8	

長崎県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大村外環状線	大村市竹松町961番1地先から 官公有無番地先(大村市竹松町1108番3)まで	令和3年3月19日

長崎県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 206号	西彼杵郡時津町子々川郷字佐古ノ平447番1地先から 西彼杵郡時津町子々川郷字佐古ノ平428番1地先まで	令和3年3月19日

長崎県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	佐世保市江迎町志戸氏722番地1地先から 佐世保市江迎町志戸氏732番地1地先まで	令和3年3月19日

長崎県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保嬉野線	東彼杵郡波佐見町宿郷字宿635番2地先から 東彼杵郡波佐見町宿郷字宿647番1地先まで	令和3年3月19日

長崎県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市小佐々町臼ノ浦73番7地先から 佐世保市小佐々町臼ノ浦73番1地先まで	令和3年3月19日

長崎県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 383号	平戸市上中津良町字神上453番1地先から 平戸市上中津良町字神上460番1地先まで	令和3年3月19日

長崎県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町田尾字上ノ小濱1603番3地先から 五島市富江町田尾字上ノ小濱1603番3地先まで	令和3年3月19日

長崎県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町田尾字上ノ小濱1590番3地先から 五島市富江町田尾字上ノ小濱1591番1地先まで	令和3年3月19日

長崎県告示第229号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項の規定により二級河川佐々川水系佐々川に係る洪水浸水想定区域を変更したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び県北振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第230号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和3年度予算に係る補助金等から適用する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 6 体育保健課関係						別表（第2条関係） 6 体育保健課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略						1～4 略					
5	公益財団法人長崎県スポーツ協会事業費補助金	広く県民のスポーツを振興し、その普及及び振興並びに競技力の向上を図る。	公益財団法人長崎県スポーツ協会が行う、次に掲げる事業に要する経費 (1)～(5) 略	略		5	公益財団法人長崎県スポーツ協会事業費補助金	広く県民のスポーツを振興し、その普及及び振興並びに競技力の向上を図る。	公益財団法人長崎県スポーツ協会が行う、次に掲げる事業に要する経費 (1)～(5) 略 (6) <u>スポーツ非常勤職員配置事業</u>	略	
						6	新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業に伴う学校臨時休業対策費補助金	学校の臨時休業に伴う保護者への給食費の返還・業者の損失額への支援を行う。	(1) <u>学校給食費の返還に係る振込手数料</u> (2) <u>業者の損失額に対する支援</u>	予算の範囲内で知事が定める額	県立学校給食費を取り扱う団体
						7	第55回全国高等学校	各都道府県高等学校体育・	大会開催に要する経費のうち、 <u>報償費、旅費、</u>	予算の範囲内で知事	令和2年度第55回全

体育連盟研究大会開催費補助金	スポーツ指導者の資質向上を図るため、研究成果を発表する機会を設けるとともに、当面する諸問題について情報交換し、高等学校教育の一環としての体育・スポーツの振興・発展に寄与することを目的とする。	需用費、役務費、使用料及び賃借料	が定める額	国高等学校体育連盟研究大会長崎県実行委員会
6 略				
7	アスリート雇用支援事業費補助金	優秀成年選手の県内企業就職マッチングの仕組みを作り、アスリート、採用企業及び本県の競技力向上いずれにも寄与する体制の構築を図る。	長崎県アスリート無料職業紹介所の開設・運営、優秀成年選手の調査、選手データバンク開設・運営、協力企業の開拓及びアスリート雇用支援金の支給等にかかる経費	予算の範囲内で知事が定める額 公益財団法人長崎県スポーツ協会
8 略				

公 告

土地改良区の役員就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、池田土地改良区から次のとおり役員就退任の届出があった。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
辻 樹 夫	壱岐市石田町池田東触157番地	山 口 光 明	壱岐市石田町池田東触195番地
長 岡 賢 司	壱岐市石田町池田仲触1125番地	長 岡 賢 司	壱岐市石田町池田仲触1125番地
田 川 耕 次	壱岐市石田町池田仲触1091番地	加 藤 清 正	壱岐市石田町池田仲触1247番地
山 本 昌 秀	壱岐市石田町池田仲触1225番地 4	向 井 孝 宏	壱岐市石田町池田東触1163番地 1
松 田 忠 和	壱岐市石田町池田仲触785番地	吉 永 裕 二	壱岐市石田町池田仲触767番地
山 川 英 次	壱岐市石田町池田東触90番地 1	久 田 房 嘉	壱岐市石田町池田東触508番地 1
就 任 役 員 監 事		就 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
安 岡 祐 毅	壱岐市石田町池田仲触1211番地 1	齋 藤 嘉 彦	壱岐市石田町池田仲触1319番地
永 田 正 明	壱岐市石田町池田仲触51番地 2	古 川 廣	壱岐市石田町池田仲触699番地
松 本 安 則	壱岐市石田町池田東触305番地	山 口 和 芳	壱岐市石田町池田東触77番地 1

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月27日総会議決）を認可した。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 針陽土地改良区
認可年月日 令和3年3月9日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月21日総会議決）を認可した。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 国営江迎土地改良区
認可年月日 令和3年3月9日

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営柳新田地区土地改良事業（区画整理工）につき土地改良事業計画を定めたので、同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
農地中間管理機構関連農地整備事業土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和3年3月19日から令和3年4月8日まで
- 縦覧場所
平日：諫早市役所農林水産部農地保全課
土日祝日：諫早市役所本館1階管理室

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

長崎県県央振興局長 山下 三郎

- 業務の名称
3都流維第1-1号 大村湾南部浄化センター維持管理業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県県央振興局総務課経理班
〒854-0071 諫早市永昌東町25番8号 電話 0957-22-0010
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和3年2月2日
- 落札者
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目3番10号
キュウセツAQUA株式会社 代表取締役 大野 征博
- 落札価格
770,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 入札公告日
令和2年12月18日
- 落札方法
最低価格

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和3年3月19日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム なかやまの里	諫早市福田町3350番地	令和3年3月8日

人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第1号

職員の給料等の支給に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
組織	職	区分		組織	職	区分	
略				略			
警察	本部	略	5種	警察	本部	略	5種
		課（室）長（課内に置く室長を除く。） 自動車警ら隊長 科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 上席監察官 政策調整官				課（室）長（課内に置く室長を除く。） 自動車警ら隊長 科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 上席監察官	
	略				略		

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
ア 行政職給料表級別職務表					ア 行政職給料表級別職務表				
職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分	職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略					略				
4級	1	略			4級	1	略		
		略	警察本部	警察			略	警察本部	警察
		次席、所（隊）長補佐、音楽隊長、航空隊長、少年サポートセンター長、 <u>情報公開センター長</u>					次席、所（隊）長補佐、音楽隊長、航空隊長、少年サポートセンター長		

		略		
	略			
5級	1	略		警察
		略	警察本部	
		次席、所(隊)長補佐、音楽隊長、航空隊長、少年サポートセンター長、情報公開センター長		
	略			
	略			
6級	5	科学捜査研究所長、音楽隊長、航空隊長、少年サポートセンター長、情報公開センター長	警察本部	警察
		略		
		略		
略				

備考 略

		略		
	略			
5級	1	略		警察
		略	警察本部	
		次席、所(隊)長補佐、音楽隊長、航空隊長、少年サポートセンター長		
	略			
	略			
6級	5	科学捜査研究所長、音楽隊長、航空隊長、少年サポートセンター長	警察本部	警察
		略		
		略		
略				

備考 略

イ 公安職給料表級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略				警察
4級	1	取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、航空隊長、少年サポートセンター長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、所(隊)長補佐	警察本部	
		略		
略				
5級	2	取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、航空隊長、少年サポートセンター長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、所(隊)長補佐	警察本部	
		略		

イ 公安職給料表級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略				警察
4級	1	取調べ監督室長、情報公開室長、警察安全相談室長、音楽隊長、術科指導室長、鉄道警察隊長、航空隊長、初動警察支援隊長、少年サポートセンター長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、所(隊)長補佐	警察本部	
		略		
略				
5級	2	取調べ監督室長、情報公開室長、警察安全相談室長、音楽隊長、術科指導室長、鉄道警察隊長、航空隊長、初動警察支援隊長、少年サポートセンター長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許	警察本部	
		略		

		略	
	略		
6級	略		
	2	取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、航空隊長、少年サポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、所(隊)長補佐	警察本部
		略	
	略		
7級	1	科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、上席監察官、政策調整官	警察本部
		略	
	3	公安委員会補佐室長、広報室長、犯罪被害者支援室長、監査室長、企画室長、人材育成室長、施設管理室長、電算企画開発室長、健康管理室長、犯罪抑止対策室長、許可業務指導室長、地域企画指導室長、捜査支援室長、取調べ指導室長、検視官室長、特殊詐欺捜査室長、行政・企業対象暴力対策室長、交通企画指導室長、運転免許試験場長、安全運転学校長、危機管理対策室長、国際テロ対策室長、取調べ監督室長、情報公開センター長、警	警察本部

		センター長、所(隊)長補佐	
		略	
	略		
6級	略		
	2	取調べ監督室長、情報公開室長、警察安全相談室長、音楽隊長、術科指導室長、鉄道警察隊長、航空隊長、初動警察支援隊長、少年サポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、所(隊)長補佐	警察本部
		略	
	略		
7級	1	科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、上席監察官	警察本部
		略	
	3	公安委員会補佐室長、広報室長、犯罪被害者支援室長、監査室長、企画室長、施設管理室長、電算企画開発室長、術科指導室長、健康管理室長、犯罪抑止対策室長、許可業務指導室長、地域企画指導室長、地域指導室長、捜査支援室長、取調べ指導室長、検視官室長、特殊詐欺捜査室長、行政・企業対象暴力対策室長、交通企画指導室長、運転免許試験場長、安全運転学校長、国際テロ対策室長、取調べ監督室長、情報公開室長、警察安全相談室	警察本部

		察 安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、航空隊長、少年サポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、副隊長				長、音楽隊長、鉄道警察隊長、航空隊長、初動警察支援隊長、少年サポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、副隊長		
		略				略		
	略					略		
8級	2	科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、上席監察官、政策調整官	警察本部		8級	2	科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、上席監察官	警察本部
		略				略		
備考 略				備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

審査請求事案の却下決定に係る公示送付（公告）

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第24号。以下「規則」という。）第57条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年3月19日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

下記請求人に係る審査請求について、当委員会では当該請求人の死亡を確認したが、請求人の相続人等から当委員会に対し、死亡の日の翌日から起算して6月以内に規則第9条第1項の規定に基づく承継の申出がされなかった。よって、規則第13条第1項第3号に該当するため、令和3年3月16日付けで審査を打ち切り、却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないので、ここに公示する。

なお、決定書は当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

岸川 浚、岩下 藤雄、重野 孝介、岩谷 和典、岩本 義廣、嶋田 照夫、山口 帝生、元村 敏明、
 本田 正人、松本 勝育、奥添 昌徳、藤崎 秀吉、山田 亀久夫、石橋 勇次、久米 克業、福永 晴成、
 井手 克治、三浦 武、坂巻 毅治、志田 ハルミ、津田 暁、山口 昭、久野 紀、橋本 俊春、
 岡崎 幸枝、山崎 正、山田 千世子、圖師 博子、貝田 綾子、田口 ユク、小野田 克範、
 森田 淳一郎、鮎川 史朗、廣池 洋子、北御門 進、高原 篤司、飯島 官英、金澤 国枝、福松 庸男、
 藤本 幸雄、村上 武久、津上 昭彦、和田 恵文、田口 進、川上 宣子、武井 義和、濱田 司郎、
 永橋 愛美、杉原 義秋、武末 トメ子

審査請求事案の却下決定に係る公示送付（公告）

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第24号。以下「規則」という。）第57条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年3月19日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

下記請求人に係る審査請求について、当委員会は、令和3年3月16日付けで規則第13条第1項第4号の規定により、審査請求人の所在不明のため審査を打ち切り、審査請求を却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないため、ここに公示する。

なお、決定書は当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

秋永えり子

有明海自動車航送船組合監査委員公告**定期監査結果に基づく措置の公表**

令和2年9月18日付2有航監第11号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月19日

有明海自動車航送船組合
監査委員 瀨本 磨毅穂
同 福島 誠治

3有航第39号
令和3年3月3日

有明海自動車航送船組合

監査委員 瀨本磨毅穂 様
監査委員 福島 誠治 様

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

印

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年9月18日付2有航監第11号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 監査意見について**ア 誘客の促進について**

新型コロナウイルス感染症については、未だ不透明な状況にあるが、そうした中で社会経済活動の回復に応じ、素早い対応ができるよう関係団体や旅行業者等と連携し、新しい生活様式に沿った利用者のニーズを適確に捉えたサービスの提供を図るなど、さらなる誘客促進に努められたい。

なお、外国人客の誘致については、韓国からの利用客が大幅に落ち込み、これまでとは視点を換え、ターゲットとなるエリアを見極めたい。

イ 管理部門の人員体制について

当組合においては、中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、若手職員を中心に外部研修受講の機会を増やすなど人材育成を図っているが、体系的な研修計画の策定がなされていない。

将来の組織運営の体制強化を図るため、職員の経験年数や職責等に応じた人材育成のための研修計画を策定し、職員の成長過程に即した体系的な研修を実施されたい。

2 講じた措置

ア 令和元年度においては、天皇即位に伴うゴールデンウィークの大型連休の誘客効果や消費税増税による運賃値上げの影響が僅かであったことなどから、昨年と同程度の輸送台数を確保できる見込みであったが、新型コロナウイルス感染症を要因とする社会経済活動の抑制により昨年を下回る結果となり、また、令和2年度においても感染拡大の影響を受け、引き続き不透明な状況が続いている。

このような状況下であるが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から近距離での修学旅行ニーズが高まっていることを踏まえ、感染防止対策を講じ、今後も地元観光協会と連携を図りながら、九州地域の学校・旅行会社への誘致活動に努めてまいります。

また、外国人客の誘致については、新型コロナウイルス感染症の終息後の状況を見据え、検討してまいります。

イ 管理部門の人員体制については、長崎県市町職員研修センターの階層別研修等を参考に、職員の経験年数や成長過程に即した研修計画を策定し、組合の長期的な組織運営を視野に入れた人材育成に努めてまいります。

3 是正・改善を検討すべき事項

ア 契約事務について

契約事務について、下記のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

(ア) 入札保証金及び契約保証金の免除について

「入札保証金及び契約保証金に係る事務取扱要領」に、契約金額に関係なく特定の業種の事業者の入札保証金及び契約保証金を免除する規定が設けられている。

当該規定は、入札保証金及び契約保証金を免除できる要件を定めた地方自治法施行令の趣旨に照らし適切でないことから、同要領の内容を見直すこと。

(イ) 業務システム用コンピューターのリース契約に係る予定価格調書の作成について

組合の業務のために必要なサーバー、PC等の機器について、リース料総額14,050,500円(税抜)(月額246,500円(同))でリースにより調達しているが、リース料の見積りに際し、組合会計規程に規定する予定価格調書を作成していない。

イ 議員視察の際の食事代の支出について

議員視察の際の夕食代等について、経費の全額を当組合が支出している。

旅費として支給される宿泊料には夕食代も含まれていることから、旅費条例の規定どおりの宿泊料が支給されている場合には、参加者から応分の負担を求めること。

4 講じた措置

ア 契約事務について

(ア) 現在、入札及び契約に関しては、組合会計規程に則り適正な事務処理に努めているところであるが、「入札保証金及び契約保証金に係る事務取扱要領」の見直しについては、県を含め他の自治体等の取扱を参考に、組合の実状に応じた事務取扱要領を定め、法令を遵守した事務処理に努めてまいります。

(イ) 業務システム用コンピューターのリース契約については、当該契約の性質上、一者による随意契約を行ったものであるが、随意契約における予定価格調書の省略について認識の誤りがあったため、予定価格調書の作成を行っていなかったものです。

今後は、組合会計規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 議員視察の際の食事代の支出について

食事代の支出については、宿泊料の中に食事代が含まれていることを認識しておらず、組合が全額支出していたものです。

今後は、食事代負担金として参加者から応分の負担を求めるよう対応を図ってまいります。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥